

青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案して、職員の通勤手当額等の改定及び新たに職位を追加する改定を行うため、関係条例を改正しようとするもの

2 改正対象条例

青森市職員の給与に関する条例

3 主な改正内容

(1) 通勤手当の改定

①自動車等使用者に対する支給額の上限を引上げ

区分	上限距離区分	上限手当額
四輪自動車	80 km → 100 km	46,000 円 → 66,200 円 (+20,200 円)
四輪自動車以外	60 km (改定なし)	24,500 円 → 27,300 円 (+2,800 円)

②駐車場等の利用に対する通勤手当 (月 5,000 円上限) を新設

※国の給与法の改正に合わせ、四輪の自動車を使用する者以外の者の手当額についても、上限額を条例で定め、各距離区分の手当額については規則で定める。

※会計年度任用職員の通勤手当についても同様の改正を行う。

(2) 新たな職位の追加

行政職給料表の適用を受ける職員のうち、2級の職員を新たに「主任」とする改正を行う。
また、公安職給料表の適用を受ける職員のうち、4級の職員に新たに「副分署長」を追加する改正を行う。

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

5 改定に伴う影響額 (令和 8 年度)

22,920 千円の増 (新設する駐車場代のみ)

【参考】会計年度任用職員の影響額

20,640 千円の増 (新設する駐車場代のみ)